内閣衆質一八〇第七〇号

平成二十四年二月二十一日

内閣総理大臣 野 田 佳 彦

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出自動車運転過失致死罪並びに危険運転致死罪が成立する要件等に関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出自動車運転過失致死罪並びに危険運転致死罪が成立する要件等に関する質

問に対する答弁書

一について

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死亡させた者については、 刑法 (明治四十年法律第四十

五号)第二百十一条第二項の自動車運転過失致死罪が成立し得る。

二について

アルコール若しくは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって人を死亡さ

せた者、 その進行を制御することが困難な高速度で、若しくはその進行を制御する技能を有しないで自動

車を走行させ、よって人を死亡させた者、人若しくは車の通行を妨害する目的で、 走行中の自動車 の直前

に進入し、その他通行中の人若しくは車に著しく接近し、 かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自

動車を運転し、よって人を死亡させた者又は赤色信号若しくはこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、

重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よって人を死亡させた者については、 刑法第二百

八条の二の危険運転致死罪が成立し得る。

_

三から七までについて

御指摘 の事件については、 名古屋地方検察庁において、 道路交通法違反 (無免許運転並びに交通事故の

及び自動車運転過失致死罪により起訴し、

その後、

道路交通法違

場合の救護義務違反及び報告義務違反)

反 (酒気帯び運転)、 道路運送車両法違反及び自動車損害賠償保障法違反の各事実を追加する訴因及び罰

条の変更が許可され、 現在公判係属中であると承知しているが、その余のお尋ねについては、 個別具体的

な事件における証拠の内容や捜査機関の活動に関わる事柄であり、 答弁を差し控えたい。

行うとともに、被害者の御遺族に対しては、その心情に十分配慮しつつ対応しているものと承知している。 なお、 般論として申し上げれば、 検察当局においては、 法と証拠に基づいて適正な捜査 公判活動を